

有限会社あすか産業

有料職業紹介事業許可番号/33-ユ-300249

返金制度について

◆返金制度に関する事項

採用者が甲に入社後1ヶ月以内に、自己都合により退職、または採用者の責に帰する事由により解雇された場合、乙は甲に対し、次の基準で紹介手数料を返還するものとする。

- ・入社後31日以内に退職した時：紹介手数料の50%
- 2. 紹介手数料の返還は採用者が退職した日より1ヶ月以内に変換するものとする。
- 3. 当該採用者に代わる人材を直ちに紹介できる状況の場合は、甲乙合意のもとに紹介手数料の返還を留保することができる。
- 4. 採用者に対する労働条件が、本件雇用契約とおびただしく異なることに起因する退職や、甲の都合による解雇等の場合は、紹介手数料を返還する必要はないものとする。